

第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波
亀岡運動公園イベント企画・運営等業務委託 仕様書

1. 件名

第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波 亀岡運動公園イベント企画・運営等業務委託

2. 履行場所

亀岡運動公園(京都府亀岡市曾我部町穴太地内)

3. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 31 日まで

4. 業務の目的

本業務は、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波(以下「緑化フェア」という。)の基本計画および実施計画などの事業趣旨を踏まえて、拠点会場の一つである亀岡運動公園において、多くの人々の誘客を図るため、野外ステージの活用を中心としたイベントの企画、準備、実施、運営等を行い、緑化フェアおよび亀岡運動公園の魅力を広く発信するとともに、会場の賑わいを創出し、緑化フェアの成功に寄与することを目的とする。

5. 業務概要

緑化フェア期間(令和8年9月18日～11月8日)のうち発注者が指定する日における亀岡運動公園でのステージイベントを中心とした企画、準備、実施、運営、設営、撤収および関連業務を行う。

【イベント指定日】 別添 イベントカレンダー①～⑰参照

※原則、緑化フェア期間の土日祝日は全てイベントを実施する予定であり、上記指定日以外の土日祝日については、別途団体等がイベントを企画・運営するため、提案は不要とする。

※実施日時の詳細は、発注者と協議の上決定するものとする。

【会場】亀岡運動公園(京都府亀岡市曾我部町穴太土地内)

【入場料】無料

6. 業務内容

(1) イベントの企画調整

(ア) 本業務におけるイベントは発注者の主催イベントとして実施することとし、全体のディレクションを行うこと

(イ) イベントは、家族連れから花や緑に興味のある方まで幅広い層をターゲット

とする。開催日ごとに集客ターゲットを意識し、来場者にとって魅力的かつ集客効果の高い催しやステージイベントを企画・実施すること。

- (ウ) イベント指定日は必ずステージイベントを行うこととし、発注者と協議のうえ、実施内容を決定するものとする。

※各ステージコンテンツの規模および実施回数の内訳は下表のとおりとする。

コンテンツ区分	想定来場者数 (1回あたり)	実施回数
メインコンテンツ	2,000人程度	3回以上
中規模コンテンツ	1,000人程度	3回以上
小規模コンテンツ	500人程度	3回以上

※イベント指定日に、急遽、発注者が希望する新たなイベント企画が発生した場合も、柔軟に対応すること。

※ライブイベントやトークショーだけでなく、ステージを活用したワークショップ等、多種多様なステージの活用方法(提案)を求めることとする。

- (エ) ステージイベントについては、地元の団体や子ども達が主体的に参画でき、地域の魅力を再発見できる企画を提案すること。また、著名人や亀岡市外の団体等を起用し、多くの人々が期待し、楽しめるコンテンツも提案するなどバランス良く全体のコンテンツ調整をすること。

以下の①～④は必須の提案要件とする。

- ① 市内の学生や団体等に出演募集をかけ、市民参加型のステージイベントの企画を含めること。
- ② 著名人の出演やキャラクターショーといったスペシャル感のある企画を期間中にバランスよく組み込むこと(例:トークショーやお笑いライブの実施など)。スペシャルゲスト等の選出及びステージ内容については、発注者と協議の上決定すること。
- ③ 近隣開催の京都丹波/亀岡「夢・コスモス園」との相乗効果を狙ったイベントを含めること。
- ④ ナイトコンテンツを1日以上含めること。

運営マニュアルの作成

- (ア) 各実施イベントの内容を反映し、当日の流れが分かる運営マニュアルを作成すること。
- (イ) 会場レイアウトやスタッフの配置、導線等の運営計画を作成する際には、周辺環境や関係者との連携調整を十分に行うこと。
- (ウ) 各イベントのプログラム、演出プラン、進行台本(必要に応じて)を作成すること。
- (エ) 雨天時対応のため必要な対策
- (オ) その他、安全かつ円滑な催事運営に必要な事項

- (3) ステージイベントの運営
- (ア) ステージイベント等の出演交渉や募集、連絡等は受注者が行うものとする。
 - (イ) 特別ゲストの選定、出演依頼・交渉、当日のアテンド業務を行うこと。
 - (ウ) 出演者等に係る謝金及び宿泊交通費も本業務に含めること。
 - (エ) 会場の使用にあたり必要な事項について、発注者及び指定管理者等と随時調整すること。
 - (オ) 必要に応じてリハーサルなど、円滑な運営のため必要となる開催準備を行うこと。
- (4) 会場設営・撤去など
- (ア) 企画実施に伴う会場設営(撤去含む)や音響、照明機材など、運営のために必要となる備品、機材を準備すること。(別添 会場ステージ設計図 参照)
 - (イ) 会場設営・撤去及びイベント中に必要となる電源は、受託者にて確保すること。
 - (ウ) 会場内の清掃、ごみ処理等を行い、清潔な状態を保つこと。
 - (エ) 会場装飾、看板、誘導看板の制作・セット、撤去等を行うこと。
 - (オ) 出演者の控え室やスタッフの休憩室を用意すること。
 - (カ) 救護室等を用意し、体調不良者が発生した時のロードマップを用意すること。
 - (キ) 来場者が安全かつ快適に過ごせるように、実施当日の運営に必要な人員を検討の上、運営スタッフの手配を行うこと。
 - (ク) ステージの活用時間は午前10時～午後4時とする。
ただし、ナイトコンテンツについてはこの限りではないものとし、発注者と協議のうえ決定すること。
 - (ケ) 雨天及び荒天時の計画を策定し、対応すること。
- (5) 関係機関との調整
- (ア) 会場周辺の関係者等への事前周知(事前説明・ポスティング等)を行い、開催当日の問い合わせは受注者が対応すること。
- (6) 警備・誘導等
- (ア) 搬入・搬出はできるだけ短時間で行い、必要な車両誘導を行うこと。
 - (イ) 会場運営に必要な運営人員及び参加者の安全に配慮した警備人員を配置すること。
警備、巡回、来場者の案内・誘導等、その他詳細に関しては発注者と協議して決定すること。
- (7) 広報
- (ア) ターゲットへの訴求を意識したイベントチラシを作成すること。
 - (イ) デジタル広告等を含む集客に効果的な広報手段を提案すること。

- (ウ) チラシの印刷は(ア)(イ)を考慮して必要な部数を発注者と協議の上決定するものとし、ポスターの有無、部数についても同様とする。
- (エ) チラシ等の印刷やデジタル広告等にかかる費用は委託料に含むものとする(提案にあたっては提案時点で提案者が必要だと考える部数等で見積もること)。

(8) その他

- (ア) 加入範囲を検討し、イベント損害賠償保険(傷害保険や施設賠償責任保険等)に加入すること。

7. 打ち合わせ、連絡調整等

本業務委託の進捗状況や課題等の共有を行うため、発注者と本業務に関する打ち合わせを概ね1週間に1回程度の頻度で実施するとともに、打ち合わせ資料、打ち合わせ記録を作成すること。ただし、発注者が必要と判断した場合、前記打ち合わせ以外にも、適宜、打ち合わせ・電話・メール等による対応を行うこと。また、円滑な業務遂行のため、オンライン会議やその他連絡調整等に必要な体制を整えること。

8. 各提出書類等の提出について

(ア) 業務委託内訳書

契約締結後、見積金額の詳細な業務委託内訳書を提出すること。また変更契約した場合も同様とする。

(イ) 業務完了届

業務完了後、遅滞なく、業務完了届、業務実施報告書を提出すること。

(ウ) その他

その他契約に伴い必要となる書類を、それぞれの期日までに提出すること。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(ア) 関係法令等の遵守

受注者は、関係法令の規定等を遵守すること。また、法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けたうえで実施すること。

(イ) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、自身が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(ウ) 個人情報保護

受注者は個人情報を取り扱う業務を履行するときは、個人情報の漏えい、紛失、

破壊または改ざん等防止のため、個人情報適切に管理しなければならない。

(エ)著作権等の取扱

本業務で受注者が作成した成果物に対し、著作権法第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、全て発注者に譲渡するものとし、受注者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(オ)秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、契約終了後も同様とする。

10. 業務責任者

受注者は業務責任者を定め、届け出ること。業務責任者は本業務を確実に履行し得る相当の経験と必要な能力を有する者とし、本業務の統括を行うとともに、発注者との調整を図ること。

11. 損害の賠償

本業務の履行に際して、本契約の違反又は受注者の故意又は過失により、発注者又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責を負うものとする。

12. その他

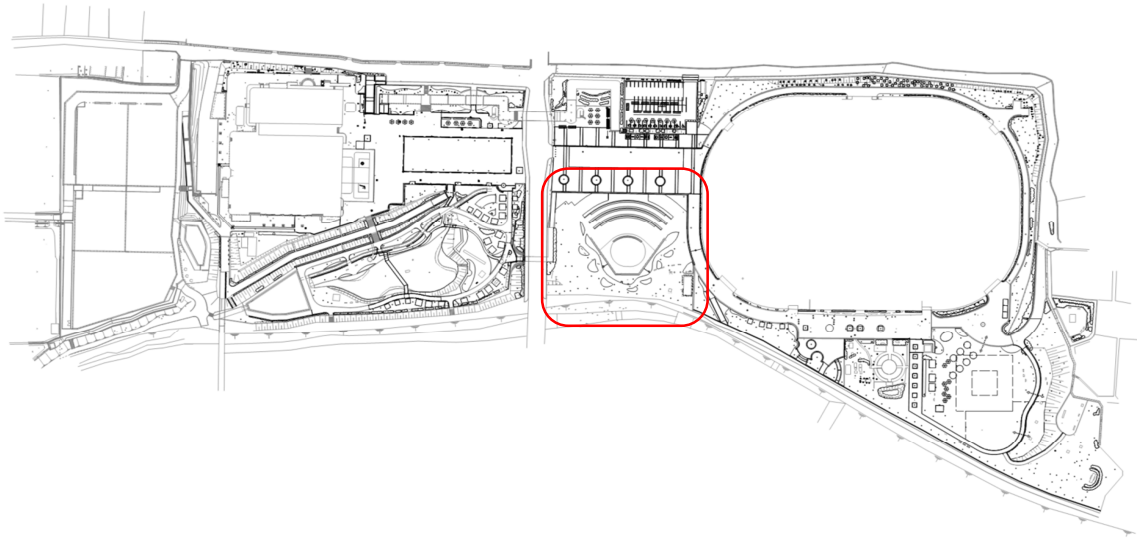
本仕様書に定めのない事項、またその内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。提案された数量、内容等は、受注者決定後の協議によって、一部を変更・修正する場合がある。

亀岡運動公園 イベントカレンダー

月	火	水	木	金	土	日
9月			17	18	19	20
				【開会式】	①	②
21	22	23	24	25	26	27
③	④	⑤			亀岡市主催イベント	⑥
28	29	30				
10月			1	2	3	4
					⑦	⑧
5	6	7	8	9	10	11
					⑨	⑩
12	13	14	15	16	17	18
⑪					亀岡市主催イベント	亀岡市主催イベント
19	20	21	22	23	24	25
					⑫	指定管理者 主催イベント
26	27	28	29	30	31	11月1日
					⑬	⑭
2	3	4	5	6	7	8
	⑮				⑯	⑰

別添 会場ステージ設計図

【運動公園 会場全体図】



【運動公園 ステージ拡大図】

